

## 公立大学法人京都市立芸術大学における利益処分について

## 1 剰余金の概要(損益計算書より)

約13百万円

(単位：千円)

区 分	26 決 算	備 考
経常費用 ①	2,240,054	
経常収益 ②	2,253,313	
当期純利益 ③=②-①	13,259	
目的積立金取崩額 ④	0	
当期総利益 ⑤=③+④	13,259	剰余金

## 2 剰余金の主な発生要因

## (1) 自己収入の増加により生じた利益

約9百万円

授業料など学生納付金の増です。

(単位：千円)

区 分		26 予 算	26 決 算	差 引	備 考
学生納 付金	授業料	548,672	553,910	5,238	
	入学金	124,431	130,679	6,248	
	検定料	18,402	15,997	△2,405	
合 計		691,505	700,586	9,081	

## (2) 費用の減少により生じた利益

約9百万円

職員体制の見直しや外部資金の獲得により、人件費や研究経費などに費用の減少が生じたものです。

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
人件費	職員人件費	△6,034	職員体制の見直しによる人件費の減 (常勤職員1名を契約職員へ切替)
物件費	研究経費	△1,895	外部資金獲得による芸術資源研究センター経費の減
	一般管理費	△939	科研間接経費増による減
合 計		△8,868	

## (3) その他

△5百万円

上記(1)及び(2)で上げた利益(18百万円)と当期剰余金(13百万円)の差分(5百万)については、基本料金及び単価が増加した光熱費に充てています。

### 3 目的積立金の使途について

目的積立金の使途については、別紙の「公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱」で対象となる事業を定めております。

- (1) 教育・研究環境の向上につながる事業
- (2) 中期計画の推進につながる事業
- (3) 収入増につなげるための事業
- (4) 移転整備事業（準備も含む。）
- (5) 法人の財政基盤の安定化

### 4 目的積立金の活用について

26年度は、震災の影響による光熱費増や消費増税等へ対応しつつ、教育研究活動を推進するため、1千万円の取り崩しを予定していましたが、給与改定による人件費の負担増や京都市からの標準運営費交付金に対するシーリングノルマに備えるため、備品購入や不急の修繕等を控え、取り崩しを見送りました。これにより、目的積立金を含む剰余金の累計額が1億3百万円となります。

27年度以降については、第一期中期計画期間における教育研究水準をこれまでと同様に維持するため、目的積立金を必要に応じて取り崩し、財政基盤の安定化を図っていきます。

なお、法人としては、引き続き、経費の節減に努めるとともに、自己収入拡大のため、受託事業や補助金等の外部資金の獲得に向けて努力してまいります。

# 公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱

(平成25年6月14日決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の決算において発生する剰余金（以下「剰余金」という。）を中期計画に定められた使途に充当するために必要な事項を定めることを目的とする。

(目的積立金の計上)

第2条 剰余金は、地方独立行政法人法第40条第3項の規定により、京都市長の承認を受けた後、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金」（以下「目的積立金」という。）として計上する。

2 目的積立金を取り崩して前条の使途に充当する場合には、経営審議会の審議に付した後、理事会の議決を得るものとする。

(充当方針)

第3条 目的積立金は、教育・研究環境の向上や中期計画の推進等のために、各年度で編成した予算では十分に対応できない事業等で、かつ、後年度の運営経費の負担を伴わない事業等（人件費やリース料等は後年度負担を伴うため対象外）に充当する。

(対象事業等)

第4条 前条に定める目的積立金を充当する事業等は、以下のとおりとする。

- (1) 教育・研究環境の向上につながる事業
- (2) 中期計画の推進につながる事業
- (3) 収入増につなげるための事業
- (4) 移転整備事業（準備を含む。）
- (5) 法人の財政基盤の安定化

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、目的積立金の充当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。